

岡事指第 2144 号  
平成 31 年 1 月 11 日

各介護保険施設  
各介護保険サービス事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

### 新天皇即位に伴う長期連休中の臨時営業の取扱いについて

本年 5 月 1 日に予定されている新天皇の御即位に伴い、本年に限り 5 月 1 日等を祝日とする特例法（※）が施行され、両日は祝日法による「国民の祝日」として適用されることから、5 月 1 日の前後の平日については、祝日法の規定による休日となるため、貴事業所等が定めている運営規程の営業日の規定によっては、土曜日及び日曜日を含めて最大 10 連休（4/27（土）～5/6（月））となる可能性があります。

その際、貴事業所等において、利用者への継続的なサービスの確保の観点等から、運営規程に定めた営業日以外のサービス提供を検討されることがあり得ることも想定されます。

つきましては、長期連休中の当該対応について、岡山市の考え方を以下のとおりお示しします。

（※）天皇の即位の日及び即位礼正殿の儀の行われる日を休日とする法律

### 記

#### 1 対象として想定されるサービス種類

##### 【広域型サービス】

（第 1 号訪問事業）訪問介護、（介護予防）訪問入浴介護、  
（介護予防）訪問看護、（介護予防）訪問リハビリテーション、  
（介護予防）居宅療養管理指導、（第 1 号通所事業）通所介護、  
（介護予防）通所リハビリテーション、（介護予防）短期入所生活介護、  
（介護予防）短期入所療養介護、（介護予防）福祉用具貸与、  
（介護予防）福祉用具購入、居宅介護支援・介護予防支援

##### 【地域密着型サービス】

夜間対応型訪問介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、  
（第 1 号通所事業）地域密着型通所介護、

## 2 運営規程上の営業日以外のサービス提供についてのQ&A

### <質問1>

運営規程で月～土曜日に営業すると定めている通所介護事業所が、日曜日に納涼祭等の季節のイベントを行う場合、サービス提供時間を通じて基準上の必要人員をそろえていれば、営業日以外の日の通所介護サービスについても通常の介護報酬が算定できると考えるが、ご教示願います。

### <回答1>

貴見のとおり。【出典：WAM-NET「厚生労働省Q&A」】

### <質問2>

当事業所の運営規程では祝日及び休日を休みとしているが、新天皇即位に伴う来年の4月27日から5月6日までの長期連休に限り、祝日又は休日も営業し、サービス提供をしたいと考えているが、運営規程の変更が必要か。

### <回答2>

臨時的・限定的に運営規程に定めた営業日以外の日サービス提供を行う場合には、人員基準及び報酬等算定要件を満たす必要な人員を確保した上で、サービス提供を行い、介護報酬等の算定は可能です。

なお、当該取扱いが、このたびの新天皇即位に伴う長期連休に限らず恒常的又は定期的なものとなる場合は、当該営業日について、運営規程を変更する必要があります。

#### 【運営規程記載例】

ただし、長期間（〇〇日以上）の連休となる場合は、事前に利用者及びその家族並びに居宅介護支援事業所等の関係機関に周知の上、祝日又は休日を営業日とすることがある。

### <質問3>

10日間の長期連休に際して、利用者を受け入れている事業所やケアマネジャーとして留意すべき事項はあるか。

### <回答3>

利用者を受け入れている居宅サービス等事業所は、長期連休を取ることにより居宅サービス計画上のサービスが提供できなくなる場合には、担当ケアマネジャーを通じて、居宅サービス計画の変更又は他の居宅サービス等事業所への振替等の措置を取る必要があります。

調整の要請を受けたケアマネジャーは、他の事業所の営業日や営業日以外の受入の可否等を確認した上で、利用中のサービス以外（例えばショートステイ）の利用も含めて調整を行う必要があります。

居宅サービス等事業所の通常の営業日以外にサービスの提供が必要となる事例においては、居宅サービス計画を変更する必要がある場合、居宅介護支援事業所が、利用者等及び各サービス事業者と十分に連携を図り、利用者への適切なサービス提供の確保を図る必要があることに留意する必要があります。

### 3 その他留意点

#### (1) 施設系サービスでのショートステイ

この長期連休においては、施設系サービスについては、365日営業であることから特段の影響は想定されませんが、要介護者等が利用している通所系サービス等事業所が長期連休を取り、一週間以上利用できない場合に、居宅サービス計画の変更がなされ、ショートステイ（短期入所生活介護、短期入所療養介護（介護予防を含む））の受入が増大することも予想されますので、ショートステイを開設している施設に対しても機会があればその旨を周知ください。

#### (2) 従業者等の労務管理等

長期連休によって祝日・休日となることから、長期連休中に営業する際には、従業者等の労務管理等を適切に行うよう助言等も必要と思われます。

なお、労働基準法の改正により、医師以外の医療従事者の労働時間管理等の規制が来年4月から適用されることから、長期連休中のサービスへの影響が生じないように、必要に応じて厚生労働省からの通知を発出するよう医療関係団体が要請しているところです。

厚生労働省から当該通知が発出された際には、その内容により対応が必要となる場合もあることをご承知おきください。

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 〒700-0913 岡山市大供三丁目1-18 KSB会館4階 Tel：086-212-1012（訪問居宅事業者係） Tel：086-212-1013（通所事業者係） Tel：086-212-1014（施設係）
--

## 岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金について【募集要領】

### 1 事業の概要

介護人材のレベルアップや定着を図り、岡山市内に所在する介護サービスを提供する事業所又は施設（以下「事業所」という。）における実践的なキャリアアップの仕組みの構築を支援するため、予算の範囲内において、岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金（以下「補助金」という。）を、下記に掲げる事業所の運営者（以下「運営者」という。）に対して交付する。

◇補助事業者： 処遇改善加算の対象となるサービスを提供する市内の事業所の内、体制届の提出のあった「事業所」であり、かつ、国、県又は本市以外の団体から補助金等を得て同様の事業を行うことのできない「事業所」であること。

◇補助対象経費： 運営者が事業所の職員にアセッサー講習を受講させるために支出したアセッサー講習受講料とする。【補助金の交付は、同一の運営者に対して1回限りとし、かつ当該交付に係るアセッサー講習人数は、1人を上限とする。】

◇補助金額： アセッサー講習受講者（以下「受講者」という。）1人につき20,000円を上限に補助する。

### 2 補助の条件

以下の要件を満たす運営者に対し、負担しているアセッサー講習受講料を補助する。

- (1) 受講者が、申請する介護サービス事業所に、現に勤務していること。
- (2) アセッサー講習の受講料を事業所が全額負担していること。
- (3) 受講者がアセッサー講習を修了後、当該年度の3月31日までに、1人以上の被評価者について、内部評価を開始すること。

### 3 補助金の申請方法

アセッサー講習の受講を希望する事業所が一般社団法人シルバーサービス振興会（以下「振興会」という。）へ電子メールなどで申し込みを行い、講習の受講後、「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付申請書」（様式第1号）及び「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金実績報告書」（様式第1号-2）に必要事項を記入の上、必要な添付書類及び様式を添えて、岡山市事業者指導課へ郵送にて申請する。申請人は、運営者とする。

(郵送先) 岡山市 保健福祉局 高齢福祉部 事業者指導課 担当者：宮本  
〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号 KSB会館4階  
TEL：086-212-1013 FAX：086-221-3010

(申請期限) 平成31年1月15日(火)(必着)

### 4 補助金交付までの流れ(再掲)

- (1) アセッサー講習申し込み(受講者→振興会)

受講を希望する事業所が、振興会の介護キャリア段位制度ホームページからアセッサー講習を申し込む。【申込書の送付(送信)・受講料の支払等】

(受講申込期間は、振興会からの具体的な日程が決まり次第、本市ホームページに掲載します)

のでご留意ください。)

(2) アセッサー講習の受講・完了

カリキュラムに沿ってアセッサー講習を受講。受講料の領収書の確保。修了証の交付を受ける。

(3) 補助金の申請 (運営者→岡山市) ※前項3のとおり

(4) 補助金の交付決定及び確定の通知 (岡山市→運営者)

岡山市から運営者に補助金交付予定額等を通知する。

「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付決定及び確定通知書」(様式第3号)を運営者に郵送。

(5) 補助金の交付請求書を提出 (運営者→岡山市)

「岡山市介護プロフェッショナルキャリア段位制度評価者講習支援補助金交付請求書」(様式第4号)を事業者指導課に郵送。

(請求期限) 平成31年2月15日(金)(必着)

(6) 補助金の振込 (岡山市→運営者)

予算の範囲内において、3月中に補助条件を満たしていると認められる運営者に対して、指定する口座に補助金を振り込む。

(7) 内部評価開始届 (受講者→振興会)

アセッサー講習を修了(合格)後、当該年度の3月31日までに、被評価者の選定・被評価者への説明・スケジュール調整・目標設定等を行い、振興会へ内部評価開始の届出を行う。

## 5 注意事項

(1) 岡山県からの要請により、補助対象となったアセッサー受講者の氏名を同県へ提示することがある。

(2) 補助金の交付後、虚偽の申請・報告等、不正な手続き等により補助金を受領した場合には、「岡山市補助金等交付規則」に基づき、同規則に規定の利息を付して、当該補助金の全額の返還を当該運営者に求める。

人材育成担当・介護職のグループリーダー向け講習 開催!

介護プロフェッショナル  
キャリア段位制度

平成30年度

# アセッサー講習 受講者募集のご案内

介護の実践スキルの評価で  
OJTを通じた人材育成を活性化!



昨年度までに全国で2万人を超えるアセッサーを養成されています。

## アセッサー講習とは?

- 国で定めた全国共通の介護の実践スキル評価項目を用いて、介護現場で実践スキルを評価する「アセッサー(評価者)」を養成する講習です。
- 実践スキルの評価結果を用いた、介護職員のOJTを通じた人材育成方法についても学ぶ講習です。

第2期

集合講習日

12/11(火)

### 集合講習講師(予定)

大塚賀	政昭氏	(国立保健医療科学院主任研究官)
田中	彰子氏	(横浜創英大学看護学部教授)
田中	雅子氏	(日本介護福祉士会元名誉会長)
筒井	孝子氏	(兵庫県立大学大学院教授)
中村	裕子氏	(日本ヒューマンヘルスケア研究所所長 前聖隷クリストファー大学大学院教授)

申込期間

8/21(火)~10月下旬

受講期間

10月中旬~12/11(火)

### 集合講習会場(予定)

北海道 宮城県 群馬県 東京都 石川県 長野県  
岐阜県 愛知県 大阪府 鳥取県 岡山県 広島県  
福岡県 鹿児島県 沖縄県

~介護職員のキャリアパス形成~  
基本介護技術から高度な専門的介護の  
実践スキルの評価まで

### 講習の構成

1 テキスト学習	22,810円(税込)
2 eラーニング受講	【内訳】・受講料-----9,980円(税込)
3 トライアル課題実施	・講習指定テキスト代-----2,700円(税込)
4 集合講習受講	・税込取扱手数料-----1,30円(税込)

※テキストが段位制度取組期が事業所の資格から年度別テキスト購入の希望が多くなりました。そのため、今年度より書籍とさせていただきます。なお、講習申込みの際は講習価格が適用されます。

この講習は厚生労働省「地域医療介護総合確保基金」の対象事業です。  
講習費用の補助がある自治体は左記ホームページに掲載しています。

### お問い合わせ

一般社団法人シルバーサービス振興会 キャリア段位事業部  
TEL:03-5402-4882 FAX:03-5402-4884

### お申し込み方法

ホームページよりお申し込みください。  
<http://careprofessional.org>



介護キャリア段位

検索



# アセッサーは20,000人超、全国で展開中!

## 約5,000名の介護職員の方の評価(OJT)を実施中!

### 介護 プロフェッショナル キャリア段位制度

- 介護職員の「介護の実践スキル」を介護事業所内のアセッサー（評価者）が評価し、その評価結果に基づいて介護の実践スキルレベルを認定する制度です。
- レベル認定者は全国共通の介護スキル評価基準に基づく認定者であるため、介護のスキルを全国で証明することができます。
- 平成24年度に内閣府の実践キャリア・アップ戦略としてスタートし、厚生労働省介護職員資質向上促進事業を経て、介護職員の資質向上を目的とする事業として実施しています。

介護職員のOJTを通じた  
人材育成による人材の定着



介護サービスの  
質の確保と向上

### アセッサー 講習内容

- 科学的手続きを踏まえて抽出された「介護技術評価項目」の詳解
- 根拠に基づいた介護としての評価方法について
- 認知症症状の周辺症状のある利用者やターミナルケアが必要な利用者への対応、介護過程の展開等、専門性を活かした取り組みについて
- 地域包括ケアシステムの取り組みについて
- 評価と介護技術指導者としての役割とOJT実施方法 など



### 講習受講者の声

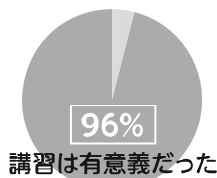


アセッサーはただ評価する立場ではなく、人材育成の中心となり、今後の介護現場の成長を支えていくOJT指導の役割を担っていることがわかりました。

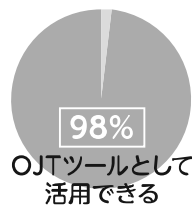
eラーニング、トライアル評価、集合講習を通して、しっかり学べる機会となりました。介護職としての専門性と役割が明確になりました。



### 講習受講者アンケート



96%の受講者が、講習は現場で指導を行っていく上で「有意義」と回答。



98%の受講者が、介護キャリア段位制度が、介護職員の資質向上のためのOJTツールとして活用できると回答。

## 施設・事業所の法人代表者・管理者からの反響

### 組織のキャリアパス導入に活用できました!

客観的な評価の仕組みを取り入れたため、職員のやりがいやモチベーションのアップにつながりました。  
キャリアパス制度の導入で職員の定着率向上につながりました。  
(訪問介護事業所 所長)

### OJTを仕組みとしてビルトインできました!

キャリア段位制度の枠組みを用いて、事業所にOJTの仕組みを取り込むことができました。  
(通所介護 法人代表者)

### 人材育成はリスク管理!

日々、「現場で発生しうる事態」に目を向ければ、OJTによる人材育成に取り組んでいくことはリスク管理そのもの。指導できる層の養成と確保は、今後の事業継続の生命線なのです。  
(介護老人福祉施設 施設長)

### 事業所の人材マネジメントに役立ちました!

評価を通じてアセッサーと職員とのコミュニケーションが図られ、職員の良い点・可能性を発見する機会になりました。アセッサーの意識向上とともに、介護職員を指導できるスタッフとして育成されています。  
(介護老人保健施設 老健部長)

介護サービス事業所・介護保険施設 御中

岡山市保健福祉局高齢福祉部 事業者指導課長

事業所対応向上講師派遣事業の実施について（ご案内）

時下、ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。

平素より、本市の介護保険行政に、ご協力・ご尽力をいただき誠にありがとうございます。

さて、今後多くの介護人材が求められ、人材育成・確保が喫緊の課題とされる中、従業者の確保には、いずれの事業所においても苦慮されていると思います。従業者の方々が業務上のいろいろなストレスを抱え、離職へとつながることもあるのではないのでしょうか。

こういった各事業所において、認知症高齢者への対応や、過剰な介護記録に関する事務の効率化、効果的・効率的なケアプランの作成などの事例に対する支援の一助になればと、事業所対応向上講師派遣事業を実施いたします。

同事業は事業所で抱える懸案事例について、専門的知識を有する講師が事業所を訪れ、具体的な相談、指導を行い事例解決、業務の効率化を援助することにより、事業所の対応力の向上、人材の定着を図ろうとするものですので、積極的に活用いただきますよう、よろしく願いいたします。

記

1 事業要領

(1) 申し込み方法

派遣を希望される事業所は、別添の「事業所対応向上講師派遣事業申し込み票」へ記入の後、下記担当課まで郵送により申し込みください。

※相談内容が漏れないよう郵送での申し込みとします。

相談内容により講師選定のうえ、日程調整を行います。

(2) 相談回数等

訪問相談は1日1回、2時間程度とし、1事例について原則最大2回までとします。

(3) 募集期間

平成31年2月末までとし、予定派遣件数に到達した場合は、年度途中でも事業を終了することがあります。

(4) 費用、その他

相談料は無料です。その他、詳細については担当課へお尋ねください。

2 懸案事例の具体例

- ・利用者の尊厳を守るための身体拘束を行わないケア
- ・共同生活になじみにくい入所者、利用者への対応
- ・介護保険施設やグループホーム等での効果的なケアマネジメントの実践
- ・本人要因と家族要因が重複し支援計画を立てにくい事例
- ・効率的な勤務計画、事務分担

※利用者・家族からの苦情対応、損害賠償、経理に係る事例などは対象外とし、その他相談内容が対応可能か事前にお伺いします。



3 派遣予定講師【※順不同：敬称・役職等略】

ケアマネ協会から推薦

NPO 法人岡山県介護支援専門員協会	堀部	徹
NPO 法人岡山県介護支援専門員協会	田中	郁子
NPO 法人岡山県介護支援専門員協会	矢庭	さゆり
NPO 法人岡山県介護支援専門員協会	粟井	太子
NPO 法人岡山県介護支援専門員協会	草野	貴史
NPO 法人岡山県介護支援専門員協会	秋山	尚子
NPO 法人岡山県介護支援専門員協会	朝原	静香
NPO 法人岡山県介護支援専門員協会	二宮	崇

※ご依頼の懸案事例により、ケアマネ協会と協議相談の上、上記派遣予定講師の中から講師を派遣することになります。

- 4 担 当 岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課 訪問居宅事業者係  
〒700-0913 岡山市北区大供三丁目1番18号  
電話：086-212-1012 F A X：086-221-3010  
E-mail 事業者指導課宛 ji-shidou@city.okayama.jg.jp

## 事業所対応向上講師派遣事業申し込み票

平成 年 月 日

事業所名及びサービス種別				
所在地				
担当者名				
連絡先	TEL		FAX	
	E-mail			
相談内容 (できるだけ具体的に)				

## 事業所対応向上講師派遣事業報告書

NO.

平成 年 月 日

事業所名及びサービス種別				
所在地				
担当者名				
連絡先	TEL		FAX	
	E-mail			
対応状況	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 訪問日時 <span style="float: right;">回目の訪問</span></li> <li>・ 訪問日時            月    日            時   分～            時   分</li> <li>・ 援助内容</li> </ul>			
	継続            ・            完結			
講師名				

## 「岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金」について

日頃より、本市の介護保険制度の推進につきまして、ご理解とご協力をいただき、感謝いたしております。

さて、本課では、平成31年度中に「定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所」及び「看護小規模多機能型居宅介護事業所」（以下「対象事業所」という。）を開設するための経費を主対象とする「岡山市地域医療介護総合確保基金事業費補助金」について、募集を行います。

つきましては、募集要項の準備でき次第、下記のホームページに掲載しますので、要件をご確認の上、対象事業所の開設に当たっては、その活用についてご検討をお願いいたします。

<掲載 HP アドレス>

[http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou\\_00293.html](http://www.city.okayama.jp/hohuku/jigyousyasidou/jigyousyasidou_00293.html)

<補助事業の概要>

### 1. 定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所

○「整備助成補助金」

・対象経費 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（要件あり）

○「開設準備経費等支援補助金」

・対象経費 事業所の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。（要件あり）

### 2. 看護小規模多機能型居宅介護事業所

○「整備助成補助金」

・対象経費 整備に必要な工事費又は工事請負費及び工事事務費（要件あり）

○「開設準備経費等支援補助金」

・対象経費 事業所の円滑な開所に必要な需用費、使用料及び賃借料、備品購入費（備品設置に伴う工事請負費を含む。）報酬、給料、職員手当等、共済費、賃金、旅費、役務費、委託料又は工事請負費。（要件あり）

問い合わせ先

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課

訪問居宅事業者係 電話 086-212-1012

通所事業者係 電話 086-212-1013

平成31年1月11日

各介護保険施設  
各介護保険サービス事業所 管理者 様

岡山市保健福祉局高齢福祉部事業者指導課長

#### メールアドレスの登録について（介護保険サービス事業所・施設）

日頃から、介護保険制度の推進にご尽力いただき、感謝申し上げます。

岡山市では、介護サービス運営に関する情報（市からの各種通知・緊急災害情報・研修開催案内等）を、FAXで提供しておりますが、平成31年4月1日からEメールで情報提供を実施する予定です。

つきましては、情報提供の迅速性と確実性を確保するため、趣旨をご理解の上、登録メールを送信してください。

- \* 現在、Eメールで運用している施設系のサービスについては、変更・追加があれば、送信してください。

**メールアドレスの新規登録、変更、廃止の手順は以下のとおりです。**

#### （メールアドレスの登録方法）

**事前にお読みください。**

- ・メールアドレスの所有者は問いませんが、Eメールでの情報提供内容には重要な情報を含んでいます。事業所として責任を持って対応のできるメールアドレスをご登録ください。
- ・情報提供内容には、Word・Excel・PDF等のファイルを添付する場合がありますので、これらを確認できるパソコン・スマートフォン等の端末をご利用ください。
- ・メールアドレスを変更した場合、変更メールを送信してください。
- ・ご登録いただいたメールアドレスは、事業所情報として、岡山市役所内で共有する場合がありますのでご了承ください。

## 1 メール送信先

サービスにより異なりますので、ご注意ください。

訪問居宅事業者係      電話番号 086-212-1012

・該当サービス

訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、  
居宅療養管理指導、福祉用具貸与、福祉用具購入、居宅介護支援・介護予防支援  
定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

・送信先

**ji2\_shidou@city.okayama.lg.jp**

通所事業者係      電話番号 086-212-1013

・該当サービス

通所介護・地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、  
看護小規模多機能型居宅介護、通所リハビリテーション

・送信先

**ji3\_shidou@city.okayama.lg.jp**

施設係

電話番号 086-212-1014

・該当サービス

短期入所生活介護、短期入所療養介護、認知症対応型共同生活介護、  
地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、  
介護老人福祉施設、介護老人保健施設

・送信先

**ji-shidou@city.okayama.lg.jp**

## 2. 以下の内容をメールで送信してください。

以下の内容を登録するメールアドレスから送信してください。

送信元アドレスが登録されます。

メール件名 サービス名 メールアドレスの登録(新規)、(変更)又は(廃止)

メール本文 1.事業所番号 10桁  
2.事業所名称  
3.サービス名  
4.電話番号  
5.担当者名

- (注意)
- ・送信元のメールアドレスが登録されます。
  - ・同一の事業所番号で、複数サービスを実施している場合でも、サービスごとに、それぞれメールを送信してください。
  - ・予防と総合事業は、別々に登録する必要はありませんが、総合事業だけを実施している場合は、登録する必要があります。

## 3. 登録確認

送信されたメールに対し、事業者指導課から登録確認のメールを返信いたします。  
返信は1週間以内にいたします。返信がない場合はお手数ですが、メール送信先の  
担当係にお問い合わせください。

## 岡山市介護保険事故報告事務取扱要綱

平成25年12月17日決定

(趣旨)

- 1 介護保険法（平成9年法律第123号）に基づくサービスの提供中に事故が発生した場合における事業者及び施設（以下「事業者等」という。）からの本市への報告は、この要綱の定めるところによるものとする。

(適用)

- 2 この要綱は、介護保険法に基づくサービスを提供する事業者等であって、その事業所の所在地が本市であるもの及びその事業所の所在地が本市以外であって、利用者の保険者が本市であるものについて適用する。

(報告先)

- 3 報告先は、別表介護保険事故報告先に定める事業所の所在地に応じた保健福祉局所管課（以下「所管課」という。）とする。

(報告対象事故の範囲)

- 4 事業者等が所管課に報告する必要がある事故は、次のとおりとし、事業者等又は利用者の過失の有無は問わない。

(1) 次に掲げるサービス提供中の利用者に係る事故

ア 死亡事故 事故による死亡及び自殺。病気による死亡等は報告の対象外とする。  
ただし、死因等に疑義が生じる可能性があるとき等、トラブルになるおそれのある場合は報告の対象とする。

イ 負傷事故、誤嚥事故及び異食事故 通院入院を問わず医師の診察を受けた事故(施設サービスの場合は、配置医師(嘱託医師)の診察を含み、診療報酬の発生の有無を問わない)

ウ 誤薬事故 違う薬の与薬、時間又は量の誤り及び与薬もれ等の事故。施設内又は外部の医療機関の医師の判断に基づく指示を受けた場合は、その内容を併せて報告するものとする。

エ 失踪事故 利用者の所在が不明となり、事業所、施設等の敷地内を探したが見つからない事故(警察への通報の有無を問わない)。事業所、施設等の敷地内で捜索開始後すぐに見つかった場合は報告の対象外とする。

オ 交通事故 送迎中、通院介助中若しくは外出介助中の車両に利用者が乗車していたときの事故又は利用者が屋外で車両等と接触した事故

(注)「サービス提供中」とは、送迎、通院、外出介護を含むサービスを提供している時間すべてをいう。

(2) 施設、事業所における感染防止の観点から対策が必要な疾患であって、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に対する法律（平成10年法律第114号）第6条に定める感染症、食中毒又は疥癬の発生が認められた事故

(3) 介護サービスに関わる従業者等の不祥事（利用者の保有する金品の横領・窃盗・損壊・焼失、個人情報情報の紛失・流出等をいう）、高齢者の虐待若しくはそれが疑われる事例、外部者の犯罪、火災・震災・風水害等の災害等が発生した場合で、利用者の処遇に影響のある事故



(4) その他利用者又は家族から苦情が出ている場合等所管課が報告する必要があると認める事故

(第1報)

5 事業者等は、報告対象となる事故等が発生した場合、別添の報告様式第1報「介護保険事業者・事故報告書」により、速やかに（遅くとも3日以内に）第1報を報告するものとする。

(第2報)

6 事業者等は、第1報の報告後、おおむね1か月以内に、別添の報告様式第2報「介護保険事業者・事故報告書」により、報告するものとする。第2報は、本人の状態・事故の原因を分析し、第1報後の対応・経過及び事故の原因・再発防止に関する今後の対応・方針を記入し、報告するものとする。再発防止に関しては、法人又は事業所内で協議した内容を記入するものとする。

(第2報後の報告)

7 事業者等は、第2報の報告時点で当該事故が完結していない場合には、その時点での進捗状況や完結の見込み等を今後の対応・方針欄に記載し、報告するものとする。事故処理が長期化する場合は、適宜、途中経過を報告するとともに、事故処理が完了した時点で最終報告書（様式任意）を報告するものとする。

(資料の提出)

8 事業者等は、所管課から求められた資料を提出するものとする。

(死亡報告)

9 利用者が、事故による負傷等が原因で、後日死亡した場合は、事業者は速やかに報告書（様式任意）を提出するものとする。

(所管課の対応)

10 所管課は、報告を受けた場合は、必要に応じて事業者への調査及び指導を行い、利用者に対して事実確認を行う。

11 所管課は、事故報告を取りまとめ、必要に応じて事業者への調査及び指導を行うこと等により事故防止を徹底するものとする。

12 所管課は、事業者が条例又は指定基準等の法令に違反し、次の各号のいずれかに該当するときは、事業所名及び事故内容について公表することができるものとする。

(1) 事業者が事故発生を隠匿していた場合

(2) 事業者が事故の再発防止策に取り組まない場合

(3) その他利用者保護のため、所管課が必要と認めた場合

附 則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

別表

介護保険事故報告先

事業所の所在地	保険者	保健福祉局所管課
岡山市内	岡山市・岡山市以外	事業者指導課
岡山市外	岡山市	介護保険課

岡山市長 様

## 介護保険事業者・事故報告書

第1報 (発生後3日以内)

事業所番号		サービス種類	
名称			
所在地			
報告者	職名	氏名	電話 ( )
被保険者番号		氏名	男・女
生年月日	明・大・昭 年 月 日 ( 歳)	要介護度	要支援 ( )・要介護 ( )
発生日時	平成 年 月 日 ( ) 午前・午後 時 分頃 発生・発見		
発生場所	居室 食堂 デイルーム 機能訓練室 廊下/ホール トイレ 風呂/脱衣所 屋外 不明 その他 ( )		
事故時の状況	移動中 移乗 立ち上がり 座位 臥床 食事中 その他 ( )		
種別	転倒 転落 誤嚥/異食 誤薬 失踪 交通事故 感染症等 ( ) その他 ( )		
事故結果 *最も症状の重いもの	1回受診 通院 入院 死亡		
	骨折 打撲/捻挫 切傷/擦過傷 感染症 肺炎/窒息 様子観察 その他 ( )		
自立度	自立 J ( ) A ( ) B ( ) C ( )	認知症度	自立 I II ( ) III ( ) IV M
事故の概要 (経緯や対応、介護者の有無、関係機関への連絡状況等を時系列で記入すること)		報告先	報告・説明日時
		看護師	/ :
		医師	/ :
		管理者	/ :
		家族:続柄 ( )	/ :
		担当ケアマネ	/ :
		保険者	/ :

※介護サービス提供中に事故が発生した場合に、この報告書を所管課に提出してください。

岡山市長 様

報告完了

## 介護保険事業者・事故報告書

第2報（第1報後概ね1ヶ月以内）

第1報報告日：平成 年 月 日

事業所番号		サービス種類	
名称			
報告者	職名	氏名	電話 ( )
被保険者番号		氏名	男・女
発生日時	平成 年 月 日 ( )	午前・午後	時 分頃 発生・発見
第1報後の対応			
損害賠償： 有（完結・継続） 無 未交渉			
事故の原因			
再発防止に関する今後の対応・方針			
再発防止協議日：平成 年 月 日			
参加職種：.....			

※ 第2報提出時に事故が完結していない場合は、その時点での進捗状況や完結の見込みなどを今後の対応・方針欄に記載してください。なお、この様式で記入しきれない場合は別紙に記入してください。

平成30年度

集団指導資料

(生活保護法介護扶助)

平成31年2月

岡山市保健福祉局

生活保護・自立支援課

# 生活保護法における介護扶助について

## 1 生活保護とは

生活保護は、生活に困っている世帯の生活を、法律に基づいて保障し、その自立を助長することにより、一日も早く自分の力で生活できるように手助けをする制度です。生活保護の制度以外で利用できるもの（能力、資産、扶養義務者からの援助、他の法律等による給付など）がある場合は、そちらを優先して受けていただく必要があります。

生活保護には、生活保護を受給している人（以下「被保護者」という。）に毎月支払われるもの（生活扶助等）や、各機関に直接支払われるもの（医療扶助等）などいくつかの種類があり、必要に応じて支給されます。各機関に直接支払われるものの一つに「介護扶助」があります。

## 2 被保護者における介護扶助の実施について

### ①第1号被保険者（65歳以上の被保護者）

介護保険の第1号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助費として国保連を通じて給付されます。

### ②第2号被保険者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険に加入している者）

特定16疾病により介護が必要と認定された場合は、介護保険の第2号被保険者として、介護保険サービス利用時の利用者負担分（1割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

### ③被保険者以外の者（40歳以上65歳未満の被保護者で、医療保険未加入の者）

介護保険の被保険者にはなれませんが、特定16疾病により介護が必要と認定された者（以下「生保単独者」という。）については、介護保険と同内容の介護サービスを生活保護法により受けることができます。この場合、介護サービスに係る費用の全額（10割）が、介護扶助として国保連を通じて給付されます。

なお、生保単独者については、介護保険の適用がなく全額生活保護で給付されることから、他の法律等による給付を優先して受けていただく必要があります、障害者総合支援法に基づく自立支援給付がこれにあたります。

区分	対象者	介護費用負担	
第1号被保険者	65歳以上の者 (生活保護受給者でも被保険者となります)	介護保険90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
第2号被保険者	40歳以上65歳未満の医療保険(社会保険)加入者※で、特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護保険90% (9割)	介護扶助 10% (1割)
被保険者以外の者	40歳以上65歳未満の医療保険未加入者※で、特定疾病により要介護(要支援)状態の者	介護扶助100% (10割)	

※ 国民健康保険に加入していた場合は、生活保護受給者になることにより、国民健康保険の被保険者から除かれるため被保険者以外の者となります。

### 3 介護券について

被保護者からの介護扶助の申請に基づき、福祉事務所で介護扶助の決定を行います。

#### **介護扶助の決定にはケアプラン等の写しが必要になります。**

介護扶助が決定された場合は、福祉事務所から介護サービスの種類に応じて、介護券が発行されます。

介護券は暦月を単位として発行されますので、介護報酬の請求の際には、福祉事務所から送付した介護券を毎月必ず確認し、介護給付費明細書等に必要事項を正確に転記してください。

なお、被保護者であっても、年金等の収入がある方については自己負担が生じる場合があります。

自己負担額については、介護券の「本人支払額」の欄にてご確認いただくと共に、介護報酬の請求に際しては「公費分本人負担」の欄にその金額を記入のうえ、その額を差し引いた額を国保連あてにご請求ください。

### 4 生活保護法における指定介護機関の指定等

介護扶助の実施にあたっては、生活保護法の指定を受けた介護機関にこれを委託することにより行われます。(生活保護法第34条の2)。

平成26年7月1日以降、新たに介護機関を開設する事業者につきましては、介護保険法に基づく指定又は開設許可を受ければ、生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定を受けたものとみなされることになりました。

したがって、生活保護法のみなし指定を希望しない介護機関(地域密着型介護老人福祉施設及び介護老人福祉施設を除く。)につきましては、生活保護法の指定を不要とする旨の申出書を、生活保護・自立支援課にご提出していただく必要があります。

また、平成26年7月1日より前に介護保険法に基づく指定又は開設許可を受けている介護機関で、現在生活保護法の指定を受けていない介護機関が新たに生活保護法による指定を希望する場合につきましては、新たに生活保護法における指定等の手続きが必要となります。

### 5 指定介護機関等の義務

#### (1) 介護担当義務

指定介護機関は、厚生労働大臣の定めるところ(指定介護機関介護担当規程)により、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければならない。(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項)

#### (2) 介護の方針及び介護の報酬に関する義務

① 指定介護機関の介護の方針及び介護の報酬は、介護保険の介護の方針及び介護の報酬の例によること。

これによることが適当でないときの介護の方針及び介護の報酬は、厚生労働大臣の定めるところ(「生活保護法第54条の2第4項において準用する同法52条第2項の規定による介護の方針及び介護の報酬」(昭和12年4月厚生省告示214号))によること。

(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第52条の2)

② 介護の内容及び介護の報酬の請求について市長の審査を受け、市長の行う介護の報酬額の決定に従うこと。(生活保護法第54条の2第4項において準用する同法第53条第2項)

### (3) 指導等に従う義務

① 被保護者の介護について、市長の行う指導に従うこと。(生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 2 項)

② 介護内容及び介護の報酬請求の適否を調査するため必要があるときは、市長の報告命令に従うこと。

また、市長が職員に当該介護機関に対して行わせる立入り検査に応じること。(生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 54 条第 1 項)

### (4) 変更等の届出の義務

指定介護機関は、生活保護法施行規則第 14 条及び第 15 条の規定に基づく事由が生じた場合には、所定の用紙により速やかに届出を行うこと。

### (5) 標示の義務

指定医療機関等は、生活保護法施行規則第 13 条の規定による標示を、その業務を行う場所の見やすい箇所に掲示すること。(生活保護法施行規則第 13 条)

**居宅介護支援計画・要介護認定の変更時には、必ず福祉事務所への連絡をお願いします。**

**ご不明な点があれば、事前に福祉事務所の担当 CW へ相談をしてください。**

※ 指定申請書・変更届書等については岡山市ホームページの次の場所からダウンロードしていただけます。

#### 【様式等ダウンロード場所】

○岡山市トップページ

- > 事業者情報
- > 事業を営んでいる方
- > 生活保護法指定医療機関・介護機関
- > 【様式】生活保護法等指定医療機関・介護機関申請書等ダウンロードページ

(アドレス) [http://www.city.okayama.jp/hofuku/seihojiritsu/seihojiritsu\\_00019.html](http://www.city.okayama.jp/hofuku/seihojiritsu/seihojiritsu_00019.html)

# 指定介護機関介護担当規程

平成 12 年 3 月 31 日 厚生省告示第 191 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条第 1 項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

## 指定介護機関介護担当規程

（指定介護機関の義務）

第 1 条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第 2 条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第 3 条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第 4 条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第 5 条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第 6 条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第 7 条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から 5 年間保存しなければならない。

（通知）

第 8 条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。



# 生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬

平成 12 年 4 月 19 日 厚生省告示第 214 号  
最終改正 平成 30 年 厚生労働省告示第 180 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 52 条第 2 項の規定による介護の方針及び介護の報酬を次のように定め、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

- 一 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 37 号）第 127 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 145 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 二 指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 34 号）第 136 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 三 指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 39 号）第 9 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な居室の提供は、行わない。
- 四 介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 40 号）第 11 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 五 健康保険法等の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 83 号）附則第 130 条の 2 第 1 項の規定によりなおその効力を有するものとされた指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成 11 年厚生省令第 41 号）第 12 条第 3 項第 3 号に規定する入院患者が選定する特別な病室の提供は、行わない。
- 六 介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準（平成 30 年厚生労働省令第 5 号）第 14 条第 3 項第 3 号に規定する入所者が選定する特別な療養室の提供は、行わない。
- 七 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（平成 18 年厚生労働省令第 35 号）第 135 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な居室の提供及び同令第 190 条第 3 項第 3 号に規定する利用者が選定する特別な療養室等の提供は、行わない。
- 八 介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 51 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する居住費の基準費用額を超える費用を要する食事又は居室の提供は、行わない。
- 九 介護保険法第 51 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する居住費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。
- 十 介護保険法第 61 条の 3 第 1 項に規定する特定入所者に対しては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の基準費用額又は同項第 2 号に規定する滞在費の基準費用額を超える食事又は居室の提供は、行わない。
- 十一 介護保険法第 61 条の 3 第 5 項に基づき特定入所者介護予防サービス費の支給があったものとみなされた場合にあっては、同条第 2 項第 1 号に規定する食費の負担限度額又は同項第 2 号に規定する滞在費の負担限度額を超える額の支払を受けてはならない。